

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和 7 年 5 月 1 日現在)

○当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【管理者の氏名】 開設者 医療法人 鷺風会 理事長 平木 章夫
医療機関名 下津井病院
管理者氏名 院長 本田 威

【診療科】 内科、放射線科、整形外科、リハビリテーション科

【診療時間】 平 日 午前 9 時 00 分 ～ 12 時 00 分
午後 14 時 00 分 ～ 17 時 00 分
土曜日 午前 9 時 00 分 ～ 12 時 00 分
午後 14 時 00 分 ～ 17 時 00 分

【休診日】 日曜祝祭日・8 月 15 日・年末年始は外来休診日となっております。
但し、急患はこの限りではありません。

○入院基本料に関する事項

- (1) 療養病棟入院基本料 (I) 医療区分 2・3 の割合が 8 割以上 病棟・60 床
当院では入院患者 20 名に対し看護職員が 1 人以上、看護補助者も 1 人以上勤務しています。
夜勤時には、看護職員 2 人の配置になります。
※1 日に 9 名以上の看護職員 (看護師・准看護師) と、9 名以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。
(看護職員については 2 割以上が看護師となります。)

	看護職員・看護補助者 1 人当たりの受け持ち数
9 時 00 分～17 時 00 分	看護職員 9 人以内 看護補助者 7 人以内
17 時 00 分～ 9 時 00 分	看護職員 30 人以内

○当院は、中国四国厚生局に下記の届出を行っています。

(1) 入院時食事療養 (I)

(2) 基本診療料に係る届出

- ・療養病棟入院基本料 (療養病棟入院基本料 1)
- ・診療録管理体制加算 3
- ・データ提出加算
- ・経腸栄養管理加算

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（2）
- ・運動器リハビリテーション料（1）
- ・呼吸器リハビリテーション料（1）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・入院ベースアップ評価料（15）

(4) その他届出

- ・酸素の購入単価

○入院時食事療養費（I）について

当院では、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については18時以降）、適温（保温食器等）で提供しております。

所得区分		標準負担額 (1食当たり)
住民税課税世帯(下記以外の方)		510 円 (300 円) ※1
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去1年間の入院が90日以内	240 円
	過去1年間の入院期間が90日超	190 円
低所得者Ⅰ		110 円

※1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病児童等又は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者

○医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	現行保険証・マイナ保険証 掲示有無に関わらず	1 点
再診（3ヶ月に1回）		

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

○ベースアップ評価料について

当院では、看護職員、歯科衛生士等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、ベースアップ評価料を算定しております。

ベースアップ評価料とは、医療機関が看護職員や薬剤師、歯科衛生士などの医療従事者の賃上げを行う際に、診療報酬を上乗せする制度です。これは、社会全体の賃上げの動きに応え、医療従事者の確保・定着を目的とした取り組みです。この取り組みにより、患者様の診療費のご負担が上がる場合がございますが、この診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。何卒、理解くださいますよう、お願い致します。

○生活習慣病予防管理料について

当院では「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が主病で通院の患者様には、生活習慣病管理料を算定し療養計画書をもとに服薬指導などの総合的な治療管理を行います。当院では、患者様の状態に応じ、28日以上長期処方を行うこと又はリフィル処方せんを発行すること、のいずれも対応も可能です。長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは患者様の病状に応じて担当医が判断いたします。

○個人情報について

当院では、この法令に基づき、患者様やご来院者様の個人情報をお預かりし、安全で質の高い医療や介護サービスの提供を目的として個人情報を適正に取り扱うよう努めています。

○明細書の発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行致します。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

○当院は、患者様の負担による付添看護を行っていません。

○当院は、駐車場を含む敷地内全域が禁煙です。

○保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、病衣使用料、設備（テレビ・冷蔵庫等）利用料、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。各費用につきましては別紙のとおりです。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められておりません。

※下記の金額は全て税込みの金額です。

個室・特別室等 室料差額(1日につき)

療養病棟		
病棟	部屋番号	料金
2 階	1 床 室	
	221・222・223	
	225・226・228	2,200 円

病室用テレビ(1日につき)	165 円
病室用冷蔵庫(1日につき)	165 円
設備費(病室用テレビ・病室用冷蔵庫セット)(1日につき)	330 円

○居宅療養指導管理料について

当院では、通院が困難な方のために臨時的に行う往診や定期的に行う訪問診療を行っております。居宅療養指導とは、医師や管理栄養士による介護サービス利用上の留意事項や介護方法等についての指導・助言を行うもの、または在宅を訪問して行う計画的な医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者やその他の事業者に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供を行うものです。

重要事項説明書（居宅療養管理指導）

1. 事業所の概要

事業所名	下津井病院
所在地	倉敷市下津井吹上2丁目6番4号
事業者指定番号	3310210640
管理者名・連絡先	院長 本田 威 ・ 086-479-9494
サービス提供地域	倉敷市内

2. 事業所の職員体制

管理者	1名（常勤）
医師	3名以上（常勤換算：管理者含む）
薬剤師	1名以上（常勤換算）
管理栄養士	1名以上（常勤換算）

3. 通常のサービスの提供日と時間

月曜日～土曜日	9:00～17:00
---------	------------

・休診日：日曜日、祝日及び8月15日、12月30日～1月3日

・利用者の身体状況や介護状況に応じて適宜対応しております。

※地震、災害等で交通機関が停止した場合や、道路が使用できない状態等の時、台風や荒天時等、又は訪問担当者の緊急やむを得ない事情で、訪問できない場合もあります。

※訪問日が祝日に当たる場合は、医師等の人員の関係で、事前に連絡・調整のうえ祝日前後に振り替えて訪問させて頂く場合がありますので、ご理解をお願い致します。

4. 営業目的及び運営方針

- （1）事業の円滑な運営を図ると共に、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある利用者（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とします。
- （2）指定居宅療養管理指導においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、事業の従業者等は通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図るものとします。
- （3）指定介護予防居宅療養管理指導においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、事業の従業者等は通院が困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持向上を図るものとします。
- （4）事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定居宅療養管理指導又は指定介護予防居宅療養管理指導（以下、「サービス」）の提供に努めるものとします。

- (5) 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- (6) 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- (7) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- (8) 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。
- (9) 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、主治医及び居宅介護支援事業所への情報の提供を行うものとします。

5. 苦情処理について

- (1) 事業所は、事業の提供に係わる利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (3) 事業所は、提供した事業に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとします。

6. サービスに関する相談や苦情は、下記の窓口で対応いたします。

苦情相談窓口（病院）

電話	086-479-9494
FAX	086-479-7349
担当者	下津井病院 外来看護職員
対応時間	9:00～17:00（日曜日・祝日を除く）

居住地の各市役所（介護保険担当）においても、苦情の申し出等ができます。

苦情相談窓口（倉敷市）

電話	086-426-3343
FAX	086-421-4417
担当課	介護保険課
対応時間	8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

国民健康保険団体連合会にも苦情の申し出ができます。

苦情相談窓口（岡山県国民健康保険団体連合会）

電話	086-223-8811
FAX	086-223-9109
担当課	介護保険課
対応時間	8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

7. サービス利用料及び利用者負担金

- (1) 介護保険のサービスで利用者から頂く利用者負担金はおよそ次のとおりです。
(1ヶ月ごとの計算では、1円未満の端数で一致しない場合があります)
介護保険の利用者負担金(1割負担の場合)は次の金額です。(1円未満切捨て)

介護報酬

1回につき(月2回まで)		単一建物居住者の数		
		1人	2～9人	10人以上
医 師	居宅療養管理指導費(Ⅰ)	515	487	446
	居宅療養管理指導費(Ⅱ)	299	287	260

- (2) サービス提供地域(倉敷市内)外の場合、これらのサービスを提供することはできません。
なお、当該保険医療機関からの訪問診療を必要とする絶対的な理由がある場合はこの限りではありません。
- (3) 訪問診療に要した交通費は、実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
・サービス提供地域(倉敷市) 無料
- (4) 利用者負担金は、受診料と一緒に請求させていただきます。

8. 事故発生時の対応

- (1) 当院は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、家族への連絡その他、適切な措置を迅速に行います。
- (2) 当院は、前項の状況及びそれに伴う処置について記録します。
- (3) 当院は、サービス提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当院の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

9. その他

- (1) 事業所従事者に対する心づけや贈り物はしないようにして下さい。